

平成 18 年（ワ）第 8280 号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

次回期日 2007 年（平成 19 年）2 月 13 日 午前 10 時 30 分

外 8 名

外 1 名

原告第 2 準備書面

（兄たちの合祀によって原告古川が被っている精神的苦痛）

2007 年 1 月 10 日

記

原告古川の二人の兄がどのような人物であったか、青春の真っ只中で戦争に駆り出され、そのまま還って来なかった二人の兄を同原告がどれほど敬愛追慕してきたか、その敬愛追慕の情が年月を経てなおみずみずしく深いものであるだけに、被告靖國神社が兄たちを護国の神として祀っていることにより、どれだけ心を痛め悩まされてきたかを、以下に述べる。

記述に際しては、原告古川の陳述書（甲F 1号証）および本文中で援用した各証拠の外、故松下竜一が今から20年以上前に原告古川から詳細な聞き取りをし、残された膨大な手紙や日記、短歌に目を通して著わしたドキュメンタリー「憶ひ続けむ・戦地に果てし子らよ」（甲本3号証。以下、この本を「憶ひ続けむ」という）を資料とした。

1 原告古川の二人の兄

原告古川には二人の兄がいた。二人とも太平洋戦争中に徴兵されて従軍し、還らぬ人となった。

長兄小谷啓介は、父小谷謙蔵と母小谷和子の二男として、1917（大正6）年1月22日、大阪市北区北野牛丸町で生れた（甲F 2号証・改製原戸籍）。長男が生後間もなく死亡したため、小谷家の実質上の長男として育った。両親にとっては何の心配もない模範息子であった。1939（昭和14）年早稲田大学商学部を卒業、東洋紡績に入社したが、わずか1年後に徴兵検査で第1乙種（歩兵）合格、1940

（昭和15）年12月1日、大阪の中部第22部隊に入営した。本人にとっては格別辛く厳しい訓練を経て、翌1941（昭和16）年3月6日、日中戦争下の南京に送られた。幹部候補生試験に合格したため、半年余り後の同年9月に帰国、豊橋陸軍予備士官学校に入学した。翌年の卒業後は、徳島第33部隊に配属されたが、すぐに

1942（昭和17）年10月14日、大阪の天保山栈橋から南方方面へと出征したまま、還って来なかった（いずれも原告古川作成の甲F3号証の1・略歴、甲F4号証・軍歴上段）。

次兄小谷博は、兄啓介と3つ違いの三男で、1920（大正9）年8月25日、大阪市北区天満橋筋で生れた（前掲改製原戸籍）。兄とはまったく性格の違う多情多感な青年に育ち、小説や映画や写真に熱中して学業をおろそかにし、学校側が引き止めたのに兵庫県立尼崎中学校を4年で中退してしまった。すぐに住み込みで田中旗店やシャーリング工業等に勤務するようになったが、満二十歳で徴兵検査を受け甲種（山砲兵）合格、1941（昭和16）年1月に大阪の中部第23部隊に入営、直ちに極寒の満州国牡丹江省に送られ、約2年を過ごした。その後、1943（昭和18）年に帰国、茨城県筑波郡吉沼村の滑空歩兵第一聯隊東部116部隊り隊に配属され、滑空・グライダー部隊員としての訓練、演習の毎日を過ごした。1944（昭和19）年12月11日、広島の子品港から航空母艦「雲竜」で南方に向け出発したが、当時輸送船の墓場と言われた台湾西方海上で撃沈されて行方不明となった（いずれも原告古川作成の甲F3号証の2・略歴、甲F4号証・軍歴下段）。

2 長兄小谷啓介の戦死の知らせ

原告古川が長兄啓介の戦死を最初に知ったのは、1946（昭和21）年5月28日午後、母宛に届いた1通の速達によってであった。差出人は高知市の細木高行なる未知の人物で、長兄啓介と同じ壮8417部隊氷見大隊付の軍医であったとし、「1年前、ビルマのラングーンに近いトングーでの戦闘で、右背部に砲弾の破片を受けて意識不明となり、5月25日（公報では26日－原告ら註）午前5時頃戦死した。」と、長兄の最後の様子を知らせてきていた（甲F5号証・手紙）。当時滋賀県今津町あいばの饗庭野の開拓地に住んでいた原告古川は、この速達を受け取った母和子から、兄啓介

の戦死を知らされた。

本籍地であった兵庫県地方世話部長からの戦死の公報は、この手紙の約1年後の1947（昭和22）年3月2日付けで届いた（甲F6号証の1）。

原告古川の手元には、当時の母和子の日記が遺品として残されている。それをひもとくと、母は速達を受け取った後前年の日記をめくって、啓介が戦死した頃の自分が何をしていたかを、痛恨の思いで振り返っていたことがうかがえる。1945（昭和20）年5月20日欄冒頭に、「啓介よりかん単な通信文と金500円送附あり、啓介へ受取出状。」とあり、その欄外に「此受取の手紙を出したあと5日目には啓介は戦死していたとは」と書き込み、同月28日の欄外には「神ならぬ身の啓介の戦死も知らず、将来を楽しみに与志乃さん（啓介が見合いをした女性）へ出状」と、痛恨の書き込みをしている（甲F7号証）。

3 次兄小谷博の戦死の公報

長兄啓介の戦死の報に続いて、1946（昭和21）年6月17日付けで兵庫県地方世話部長から次兄博の戦死公報が届いた（甲F6号証の2）。「1944（昭和19）年12月19日、台湾沖方面で戦死した」旨だけが書かれていた。兄博は、宇品港を出航してわずか9日目に、米軍の魚雷攻撃を受けて沈没した「雲竜」とともに、海に沈んでいたのである。

戦死公報を手にした母は、「ペラペラの紙を引き裂いてしまいたい衝動にかられた」と書き記した。

4 兄たちの靖國神社合祀

被告靖國神社は、原告古川の二人の兄を、戦死から10年以上経過した1958（昭和33）年4月21日に、小谷啓介 ^{みこと} 命 ・小谷博 ^{みこと} 命 として合祀した。この事実を原告古川が確認できたのはようやく最近のことである（甲F8号証の1，2・いずれも「御祭神調査の件〈回答〉」と題する書面の合祀年月日欄）。当時は、父謙蔵にも母和子にも、その他家族の誰にも、合祀の承諾を求める便りはもとより、合祀の通知状も届かなかった。

しかし、原告古川は被告靖國神社から上記回答を受け取る前から、兄たちの靖國神社合祀の事実を推知していた。それは、1974（昭和49）年の母の死後、残された記録を整理していて、その中に、「'53.10.29恩給の話で、小学校行、いよいよ恩給法が実施される事となり、その解説。」、「1954年9月29日啓介の恩給（公務扶助料）裁定通知。嬉しいのか、悲しいのか複雑な気分。」とあるのを読んだことによる。国から公務扶助料が出るということは、兄たちもいずれ靖國神社に合祀されるということなのだろうと思ったのである。

5 「返せこの手に」

原告古川の母和子は、死ぬまで二人の息子を憶い続けながら1974（昭和49）年に81歳でこの世を去った。その母は、息子の追悼歌を折にふれ詠んでいた。

《浄き血を 流して吾子の 斃れたる

ビルマは遠し わが訪わまくを》

《台湾の 沖の藻屑と消えし子は

骨一片も 拾うすべなし》

後には激情のおもむくまま、さらに数首を残している。

《岩角に ギャマンの瓶を打ちつけて

砕きてみたき 衝動を覚ゆ》

《これに増す 悲しき事の何かあらん

亡き子二人を返せ 此の手に》

《忘れんと 努めしことの愚かさよ

憶い続けん 生きの限りを》

父謙藏は、母の死から3年後1977（昭和52）年94歳で死去した。「国家の犠牲とは云え最愛の二男児を戦地に失うた事は、終生の恨事として寸時も忘れ得ぬ大惨事であった。」と書き遺している。

6 二人の兄に対する原告古川の憶い

二人の兄から父母への通信は、合わせて208通残されている。その大部分は母宛である。検閲済の軍事郵便にもかかわらず、母を恋い、故郷や妹たち（原告古川ら）を懐かしむ思いが滲み出ている。他にもスケッチブック、アルバム、日記、手帳などが大切に保管されている。

これらの遺品を何度も何度もいとおしんだであろう母の憶いが原告古川の胸を浸し、兄を戦争に奪われた口惜しさが現実のものとなる。そして母から引き継いだこれらの遺品にそっと触れ、目を通す都度、二人の兄の思いと、その兄たちの戦死をうたい続けた母の憶いがわが思いとなった。

年齢がより近かったこともあって、原告古川は長兄啓介以上に次兄博に親近感を抱いていた。その兄博の思いについて、原告古川は、陳述書に次のように書いている。

「博兄が徴兵検査を受けた20歳の日記（1940年2月1日）には、

『・・・兵隊生活という身ぶるいするような重荷を目前に控え、段々近付

いてくる。あと10カ月だ。青春の生活もここまできるとピタリと止まってしまうのかもしれない。そしてその生活が終わってからまたもくもくと青春の感情が起こってくるのかもわからない。まあ如何にしても運命にまかすでしょう。嫌でも運命に逆らうことはできないのだから』と記されています。

同年の10月12日付には、『若き心、若き肉体、これのみが自分の将来に希望をもたせてくれる。若き心よ、若き肉体よ、永遠に続けてくれよ』と記されています。自由のない軍隊生活への不安と怖れ！

『骨のうたう』という詩を残し、23歳でフィリピンで戦死した竹内浩三は手帳日記の片隅に『赤子全部ヲオ返シスル』と書きつけていました。」

次兄博と偶然筑波で同じ部隊にいた竹内浩三の痛切な文字は、入隊前の博兄の心境とも重なって今なお原告古川を捉えつづけている。

7 箕面忠魂碑違憲訴訟の経緯

1945（昭和20）年8月15日は、原告古川にとって希望の日であった。その日の夜は電灯の黒布をはずし、明るい灯火のもとで過ごした。原告古川は、「何とも言えない解放感を味わいながら、さあこれでお兄ちゃんが還ってくると思った」と陳述書（4頁）に書いている。

その後、戦争の実体を知れば知るほど、誤った戦争の被害者だとばかり思っていた自分たちが、実は旗を振って兵隊を送り出した「アジア侵略の加担者」でもあったと分かり、それからの原告古川は積極的に平和運動に参加するようになった。その一環として、夫二郎と共に住民原告として、「箕面忠魂碑違憲訴訟」を1976（昭和51）年から1999（平成11）年まで闘い抜いた。

同訴訟は、戦死者を忠魂・英霊（＝天皇に忠義を尽くして死んだ者・優れた人間）

と誉め称える忠魂碑を、「今は平和の碑になった」と強弁して公費で移設再建した箕面市長の行為を憲法違反として追及した住民訴訟である。原告古川が20年以上も頑張りとおせたのは、戦死した兄たちを将来の戦争に再び利用することを許してはならないという強い思いからであった。

その訴訟の経験を通じ、憲法9条と政教分離原則は原告古川の拠り所となり、希望となった。箕面忠魂碑違憲訴訟の中でも、「靖国神社・忠魂碑は戦争への道」と訴え続けたが、それは小泉首相の度重なる靖国神社参拝によって益々明らかになったと感じている。今や政府は、憲法を改悪してでもこの国を再び戦争のできる国にしようとしている。

8 被告国と靖国神社による戦没者の再利用

戦争において為政者が最も頭を悩ますのは戦死者の扱い方、つまりは戦没者遺族の扱い方である。肉親を失くした遺族の深い悲しみ、死に迫いやられた激しい怒りが為政者に向うのを防ぎ、殉国の誇りと喜びという反対物に転化させ、「進んで後へ続く者」を作り出さねばならない。遺族がいつまでも戦没者のことを生々しく憶い続けることは、止めさせなければならない。それを可能にする装置が戦争の継続にも、戦争の準備にも不可欠である。

かつて明治天皇（＝被告国）が創建した靖国神社（その都道府県分社に相当する護国神社と、市町村の忠魂碑を含む）ほどこの目的に叶った見事な装置はない。なぜなら、靖国神社では、どれ程残虐な行為をした軍人・軍属であっても、またどんなに無残な死に方を強いられた者であっても、その「氏名等」（氏名、階級、所属部隊、死没年月日（戦病死等の死亡原因・区別）、死没場所、死没時本籍地、および遺族の氏名、続柄・所在－訴状請求の原因2項の1の①）だけが記録され、死に至るまでの残虐さも悲惨さも跡形もなく消し去られている。いったん戦死、戦病死と認定されれば、

国のため天皇のために殉じた「英霊」として称えられ、護国の神と祀られ感謝される。遺族たちはそのみせかけの誉れによって、為政者に対する本来の怒りや恨みも、生きて共に暮らしていた頃の戦没者の生き生きとした記憶も、「ありがたい」という正反対の感情に昇華させてしまう（甲本1号証・「靖国問題」高橋哲哉著第一章）。

かくして、戦争の継続と、次の戦争へ向けた国民の動員が可能となる。

戦没者は、一度被告国によって戦争に動員された上に、死んだ後も被告靖国神社の神として新たな戦争に利用されているのである。

9 合祀取消請求と拒否回答

原告古川は、2005（平成17）年3月3日、靖国神社を訪れて兄二人の「合祀取消請求」を行った。韓国、台湾の戦没者遺族（複数）が一緒であった。

かつて日本が植民地として支配した朝鮮、台湾から戦争末期に動員されアジア各地で戦死した者も、戦後の手続により日本人として靖国神社に合祀されている。韓国、台湾の戦没者遺族たちは、「親族がアジア侵略に加担させられたことさえ我慢ならぬのに、死んでなお日本の戦争責任者と共に『護国の神』として祀られていることに我慢がならない。これでは、死んだ者もわれわれ遺族も、今なお植民地支配を受けているのと同じではないか。とうてい堪え難い。」と訴え、繰り返し肉親の合祀取消を求めたが、靖国神社は頑として応じなかった。

同席していた原告古川は、自分の兄二人が、今でもアジアの民衆から決して許されることのない対象としてそこに囚われていると、痛切に感じた。何としても兄たちを救い出したいと、懸命に二人の合祀取消を訴えたが、かたくなに拒否された。

戦後は国の管理から離れ、民間の一宗教法人になった靖国神社であるのに、「明治天皇の御創建の主旨に則り現在に至っている」と、その交渉でも言い続け、戦没者遺族の意向に関係なく無断合祀を正当化していた。原告古川にとっては、天皇の神社、

国営神社靖國は昔も今も何一つ変わっていない。

原告古川は被告靖國神社に対し、2006年6月21日、二人の兄の合祀を取り消すよう文書で二度目の申入れをした（甲F9号証）。これに対し、被告靖國神社からは、「御申し越しのことはなんとしても貴意に添い難く・・・」というだけの返書があった（甲F10号証）。

10 合祀取消への思い

原告古川は、その陳述書を次のような思いを綴って締め括っている。

「政治と国家神道が癒着して侵略を聖戦と言い、国民を動員したことへの反省から平和憲法には信教の自由、政教分離の原則が定められました。

私の兄たちが合祀されたのは1958年4月ですから、戦死者を調査し把握している国と、靖国神社が密着していることは明らかなです。しかも、合祀は遺族の承諾もないところで勝手に進められました。靖国神社は、これが重大な人権侵害だと気づかないどころか、私の合祀取消要求に対して、『・・・その遺徳を敬慕するのは大方の日本人の伝統的信念』と平然と言ったのけました。

兄たちは、軍隊の階級のまま、アジア侵略の神として、永遠に除隊出来ずに靖国神社に囚われていると私は思います。兄たちは、今後の戦死者を迎え入れるために利用されているにしかすぎません。青春の夢を無惨に断ち切られた兄たちは、二度と戦争をしないでくれよと、声なき声を発しているでしょう。先にあげた竹内浩三の詩碑には

『アア 戦死ヤアハレ 兵隊ノ死ヌルヤアハレ

コラエキレナイサビシサヤ 国ノタメ

大君ノタメ 死ンデシマフヤ ソノ心ヤ』

と刻まれています。

日本によって侵略された国の人々の“恨”が今もなお続いているのと同じように、矛盾と深い闇をひそめた靖国神社から、私もいとしい兄を取り返したいのです。霊璽簿に啓介兄、博兄の名前がある限り、私の心は痛み疼きつづけているのです。」

以　　上